

## 1 区市町村送致について

### (1) 区市町村送致件数

R1.10.1～R2.3.31	R2.4.1～R2.7.31
1, 9 1 4	1, 5 5 8

### (2) 区市町村送致したケースが、児童相談所に送致（児童相談所送致）で戻ったケース

理由	件数
安全確認ができなかったため	3
子供家庭支援センターによる対応を拒否されたため	1
児童相談所間による移管が必要だったため	1

### (3) 区市町村送致したケースについて、子供及び保護者と面接を実施せずに終了したケース

理由	件数
特定できなかったため	8 0
児童の安全は確認したが、保護者については電話等で終了	1 2

### (4) 参考となる事例や方法について

区市町村送致を受けた特定が困難なケース	心理的虐待暴力目撃(DV目撃)ケース
調査範囲を拡大し、家庭訪問、聞き取り調査を行う	応じない家庭には警察から連絡をしてもらうなど協力を依頼
訪問した旨の手紙の留置や周辺住宅へ虐待通告を促すチラシをポストに貼る	婦人相談員の同席
情報提供者へ再度連絡し、詳細を確認	DV・虐待防止に関するパンフレットを提示し指導
民生・主任児童委員の活用、マンションの管理人への協力依頼	ケースに応じた支援策（離婚後の生活支援や支援機関の照会）を紹介

### (5) 区市町村送致について主な意見等

主な意見
区市町村送致した後の対応について、情報共有や振り返りができるといい（児相）
区市町村送致のケースについて、ケースの状況に応じ、柔軟に対応してほしい（児相）
区市町村送致する際には、組織でアセスメントを十分に実施してほしい（区市町村）
区市町村送致の書類送付は、速やかに実施してほしい（区市町村）
通告内容は口頭で聞いたことなども含め、情報を詳細に伝えてほしい（区市町村）
子供家庭支援センターの職員体制の確保や相談対応力の強化が必要（児相、区市町村）

## 2 区市町村指導委託について

### (1) 区市町村指導委託件数

R1.10.1～R2.3.31	R2.4.1～R2.7.31
20	15

### (2) 区市町村指導委託の内容について

内容	件数
児童相談所としての援助が終了間近であるケース	7
一時保護や児童福祉施設等からの家庭復帰後の指導	10
同居児童の届出を行った家庭への指導	16
その他	2

※17自治体

### (3) 区市町村指導委託を受けたケースについての対応

対応	件数
子供家庭支援センター職員が面接や家庭訪問等を行っている	12
児童相談所職員と合同で面接や家庭訪問等を行っている	3
上記両方	2

### (4) 区市町村指導委託についての主な意見等

主な意見
同居届以外の指導委託の対象となるケースの判断が難しい（児相）
区市町村指導委託により、きめ細やかな対応ができるようになった（児相）
指導委託中でも状況により、児童相談所と合同で対応できるといい（区市町村）
委託実施前に指導方針の共有や協議、スーパーバイズや対応報告の機会を定期的に設けるなど、こまめなフォローアップをお願いしたい（区市町村）
保護者へ通知を出す際に、子供家庭支援センター職員が同席できるのが望ましい（区市町村）

## 3 東京ルール全体についての主な意見等

主な意見
各区の情報交流の場が欲しい（区市町村）
性的虐待のケースなどは、最初から児童相談所が対応してほしい（区市町村）
児童相談所への援助要請や送致の際、子供家庭支援センターと児童相談所での協議を十分にしてほしい、相互理解が重要（区市町村）